

# 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

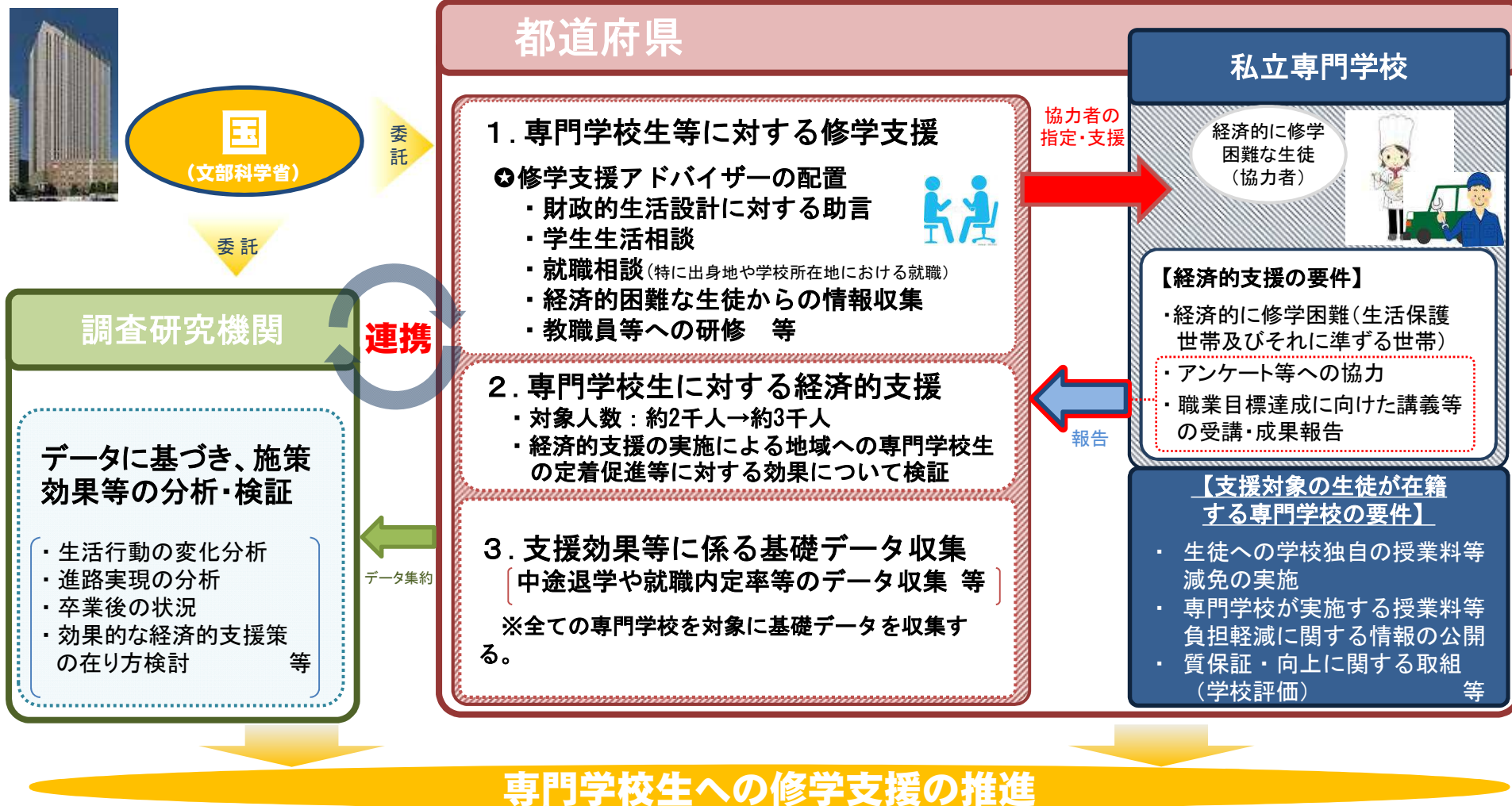
平成28年度要求額：597百万円(305百万円)

## 趣旨・目的

意欲と能力のある専門学校生や専門学校進学希望者が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取組、公費投入についての教育的効果の検証や効果的な修学支援の検証等について実証的な研究を行う。

【実施期間】平成27年度～29年度

【対象】都道府県・調査研究機関

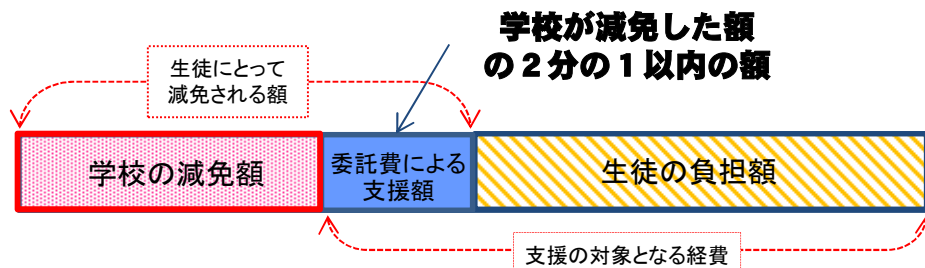


# 経済的支援を実施する上での生徒・専門学校の要件

生徒の経済的要件	生徒が在籍する専門学校の要件
<p>◆次に掲げるいずれかの世帯の生徒であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①生活保護世帯の生徒</li> <li>②市町村民税所得割非課税世帯の生徒</li> <li>③所得税非課税世帯の生徒</li> <li>④保護者等の倒産、失職などにより家計の急変した世帯の生徒</li> </ul>	<p>◆次に掲げる要件をすべて満たす専門学校であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①私立専修学校専門課程(専門学校)であること</li> <li>②経済的理由により修学困難な生徒を対象とした授業料減免を実施していること</li> <li>③経済的支援の概要等や財務会計に関する書類を公開していること</li> <li>④学校評価(自己評価)を実施し、その結果を公表していること</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

## 〔経済的支援の金額及びイメージ図〕

支援金の額は、専門学校が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内を原則とする。ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は原則として専門学校が学則等で定める授業料の4分の1の金額を超えないものとする。

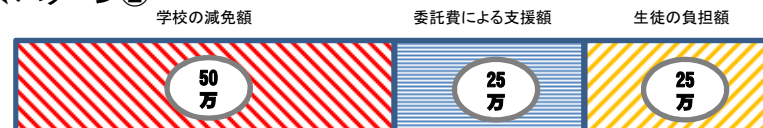


例: 授業料が100万円の場合の想定されるパターン

### ★パターン①



### ★パターン②



### ★パターン③

※授業料の4分の1の金額を超えないという制限がかかるパターン

